

荒川区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

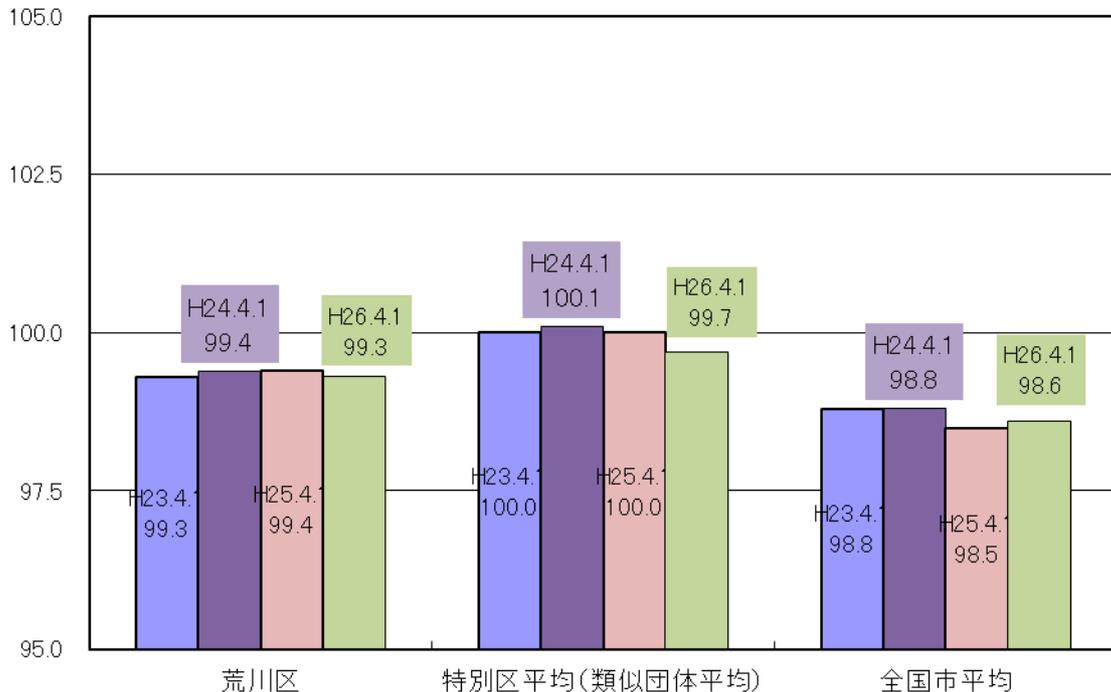
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考)24年度の 人件費率
25年度	207,635 人	82,996,234 千円	2,366,366 千円	16,247,568 千円	19.6 %	19.9 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)23区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	1,477 人	5,715,376 千円	1,911,054 千円	2,310,576 千円	9,937,006 千円	6,729 千円	6,890 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	404,218円	403,409円	809円 (0.20%)	0.20%	0.20%	0.27%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	4.22月	3.95月	0.27月	0.25月	4.20月	4.10月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

月例給

[実施] 未実施]

〔給料表の改定実施時期〕

平成27年4月1日

〔内容〕

行政職給料表(一)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表(一)給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

地域手当の見直し

〔支給割合〕

20% (国基準の20%と同等)

〔実施時期〕

平成27年4月1日から実施。

その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
荒川区	40.7歳	310,029円	422,446円	385,803円
東京都	41.8歳	325,565円	456,618円	414,392円
国	43.5歳	335,000円	-	408,472円
特別区	42.3歳	322,094円	442,185円	399,326円

技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
荒川区	49.0歳	141人	306,399円	409,257円	379,202円	-	-	-	-
清掃職員	47.4歳	62人	311,592円	447,576円	392,010円	廃棄物処理業従事員	44.7歳	288,100円	1.55
用務員	49.9歳	72人	299,647円	375,079円	366,229円	用務員	54.3歳	199,300円	1.88
その他	53.6歳	7人	329,843円	421,409円	399,195円	-	-	-	-
都	47.9歳	1,574人	300,336円	402,439円	367,462円	-	-	-	-
国	50.1歳	3,119人	287,992円	-	326,611円	-	-	-	-
特別区	49.6歳	平均349人	304,510円	409,723円	375,992円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
荒川区	-	-	-
清掃職員	6,905,762円	3,939,100円	1.75
用務員	5,936,287円	2,747,000円	2.16

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)
 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職(小・中学校(幼稚園))

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	36.6歳	307,124円	394,207円
東京都	41.2歳	349,211円	444,448円
特別区	38.3歳	328,663円	431,512円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		荒川区	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	172,200円
	高校卒	143,000円	142,700円	140,100円
技能労務職	高校卒	134,900円	137,200円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

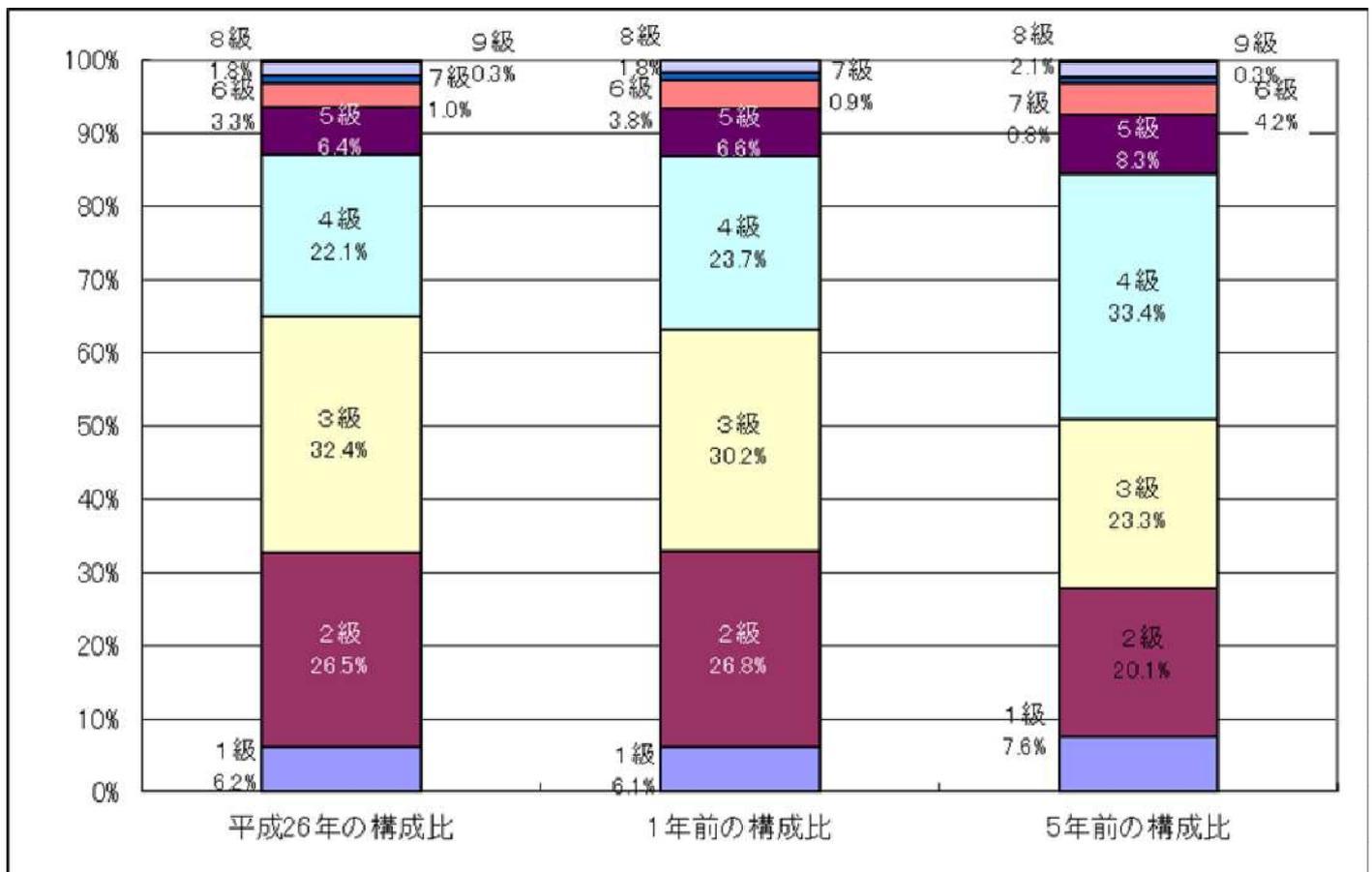
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,309円	369,775円	386,044円	426,400円
	高校卒	- 円	313,900円	335,143円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	272,390円	303,721円	326,433円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	統括部長	3人	0.3%	453,500円	546,300円
8級	部長	17人	1.8%	338,500円	519,700円
7級	統括課長	10人	1.0%	285,200円	461,600円
6級	課長	32人	3.3%	257,000円	448,000円
5級	総括係長	62人	6.4%	- 円	443,400円
4級	係長	213人	22.1%	220,100円	412,300円
3級	主任主事	312人	32.4%	196,000円	370,100円
2級	相当高度な知識または経験を必要とする主事	255人	26.5%	166,500円	339,200円
1級	上記各職務の級に属さない主事	60人	6.2%	138,400円	305,300円

- (注) 1 荒川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。</p> <p>なお、平成19年度から能力・業績に基づく新たな人事考課制度を実施しています。</p>
<p>2. 昇給への勤務成績の反映状況</p> <p>この勤務成績の評定結果を参考にして、昇給区分(6~0号)を決定しています(良好な成績の場合は4号昇給)。平成26年4月1日の昇給において、一般行政職の職員(964名)のうち、成績上位者への昇給区分(6号、5号)に決定されたものは、275名であり、割合は28.5%でした。</p>

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

荒川区	東京都	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,497千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,636千円	-
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 15~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 3~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。</p> <p>なお、平成19年度から能力・業績に基づく新たな人事考課制度を実施しています。</p>
<p>2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況</p> <p>この勤務成績の評定結果を参考にして、勤勉手当の支給割合(成績率)を決定しています。</p> <p>(管理職については、10500/10000~9500/10000の間で5段階、管理職以外の職員については、11563/10000~9450/10000の間(平成26年6月期)、11251/10000~9450/10000の間(平成26年12月期)で決定。)</p>

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

荒川区	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.41月分 勤続25年 30.16月分 勤続35年 44.08月分 最高限度額 44.91月分 ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.70月分 最高限度額 52.55月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%加算)
1人当たり平均支給額 1,354千円 24,446千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		1,062,877千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		685,728円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	18%	1,485人	18%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		99.3% (99.3%)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の支給基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		17,611千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		102,390円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		11.1%	
手当の種類(25年度手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定危険現場手当	工事監督業務・ 検査業務等従事 職員	工事の監督等に従事する 職員が建築現場等において、 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で勤務した場合等	日額280~380円
保健福祉業務手当	生活保護業務・ 保健所業務等従事 職員	訪問員として生活保護法等に定める業務を行うため、 家庭等の訪問業務に従事した場合等	日額160~720円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃業務従事職員	ごみの収集作業又は自動車による運搬作業に従事したとき等	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	333,589千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	239,303円
支給実績(24年度決算)	317,108千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	226,506円

(注) 職員1人あたりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (2 6 年 4 月 1 日 現 在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2 5 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均 支給年額 (2 5 年度決算)		
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,700 円 ・配偶者を欠くときの第 1 子 13,700 円 ・配偶者以外の扶養親族 1 人 5,500 円 ・満 16 歳となる年度初めから満 22 歳となる年度末までに該当する子 1 人 4,000 円加算 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者を欠くときの扶養親族 1 人 11,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 1 人 6,500 円 ・満 16 歳となる年度初めから満 22 歳となる年度末までに該当する子 1 人 5,000 円加算 	96,165千円	172,339円		
住居手当	<p>世帯主等であり、自ら居住するための住居を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃を払っている者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 27 歳まで 27,000 円 ・ 28 歳から 32 歳まで 17,600 円 ・ 33 歳以降 8,300 円 <p>単身赴任手当を支給され、配偶者等が現に居住する住居に同居する者で、配偶者等が住居するための住居を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃を払っている者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 27 歳まで 13,500 円 ・ 28 歳から 32 歳まで 8,800 円 ・ 33 歳以降 4,100 円 	異なる	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 12,000 円を超える住居を借りている職員 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 家賃が 23,000 円以下のとき (家賃 - 12,000 円) 家賃が 23,000 円を超えるとき (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 (限度額 27,000 円) </td> </tr> </table> <p>・ 単身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が借家・借間に居住する者は、上記の手当額の 2 分の 1</p>	12,000 円を超える住居を借りている職員	家賃が 23,000 円以下のとき (家賃 - 12,000 円) 家賃が 23,000 円を超えるとき (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 (限度額 27,000 円)	89,464千円	93,192円
12,000 円を超える住居を借りている職員	家賃が 23,000 円以下のとき (家賃 - 12,000 円) 家賃が 23,000 円を超えるとき (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 (限度額 27,000 円)						
通勤手当	<p>(異なる内容のみ記載)</p> <p>・ 交通用具 (自動車等) 使用者へは距離に応じて支給する。</p> <p>片道 5 km 未満 2,600 円</p> <p>片道 5 km 以上 10km 未満 3,000 円</p> <p>片道 10km 以上 15km 未満 5,000 円</p> <p>片道 15km 以上 20km 未満 7,000 円</p> <p>片道 20km 以上 25km 未満 9,000 円</p> <p>片道 25km 以上 35km 未満 11,000 円</p> <p>片道 35km 以上 13,000 円</p> <p>通勤不便等のとき 2,600 円 ~ 20,400 円</p> <p>身体障害者 3,900 円 ~ 24,900 円</p>	異なる	<p>・ 交通用具 (自動車等) 使用者へは距離に応じて支給する。</p> <p>片道 5 km 未満 2,000 円</p> <p>片道 5 km 以上 10km 未満 4,100 円</p> <p>片道 10km 以上 15km 未満 6,500 円</p> <p>片道 15km 以上 20km 未満 8,900 円</p> <p>片道 20km 以上 25km 未満 11,300 円</p> <p>片道 25km 以上 30km 未満 13,700 円</p> <p>片道 30km 以上 35km 未満 16,100 円</p> <p>片道 35km 以上 40km 未満 18,500 円</p> <p>片道 40km 以上 45km 未満 20,900 円</p> <p>片道 45km 以上 50km 未満 21,800 円</p> <p>片道 50km 以上 55km 未満 22,700 円</p> <p>片道 55km 以上 60km 未満 23,600 円</p> <p>片道 60km 以上 24,500 円</p>	170,899千円	141,707円		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (25年度決算)
管理職手当	管理監督の地位にある職員の職の特殊性に基づき支給される手当 91,100～142,400円	異なる	46,300円～146,400円	92,784千円	1,189,538円
初任給調整手当	専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、支給される手当 医療職給料表(一)の職務にある職員 52,000～175,100円	異なる	支給対象者は医療に加え、科学技術の専門知識を有する職員があり、また勤務地により異なる 16,900～410,900円	5,431千円	1,810,333円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当 1回あたり 10,000～18,000円 (勤務時間等により異なる)	異なる	1回あたり 6,000～27,000円 (勤務時間等により異なる)	1,427千円	67,952円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため単身で生活する職員へ支給される手当 基礎月額 20,000円 加算月額 3,000～7,000円 (距離に応じて支給)	異なる	基礎月額や距離に応じた加算月額が異なる 基礎月額 23,000円 加算月額 6,000～45,000円 (距離に応じて支給)	276千円	276,000円
休日給	休日に正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 $\times 135/100$	同じ	-	36,084千円	197,180円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 $\times 25/100$	同じ	-	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される手当 5時間以上 9,100円 5時間未満 4,550円	異なる	常直勤務 月額21,000円 普通日直・特別日直 4,200～20,000円 (但し5時間未満は50/100)	4,447千円	72,902円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	区 副 区 長 副 区 長	1,141,000円 915,000円	(参考)特別区における最高/最低額	
			1,246,000円 / 964,800円 1,008,000円 / 772,200円	
報 酬	議 副 議 長 副 議 長 員	915,000円	956,000円 /	856,300円
		783,000円	813,000円 /	743,000円
		601,000円	621,000円 /	584,100円
期 末 手 当	区 副 区 長 副 区 長	(25年度支給割合) 3.50月分		
	議 副 議 長 副 議 長 員	(25年度支給割合) 3.50月分		
退 職 手 当	区 副 区 長 副 区 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職年数×500/100 給料月額×在職年数×400/100	22,820千円 14,640千円	任期ごと 任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

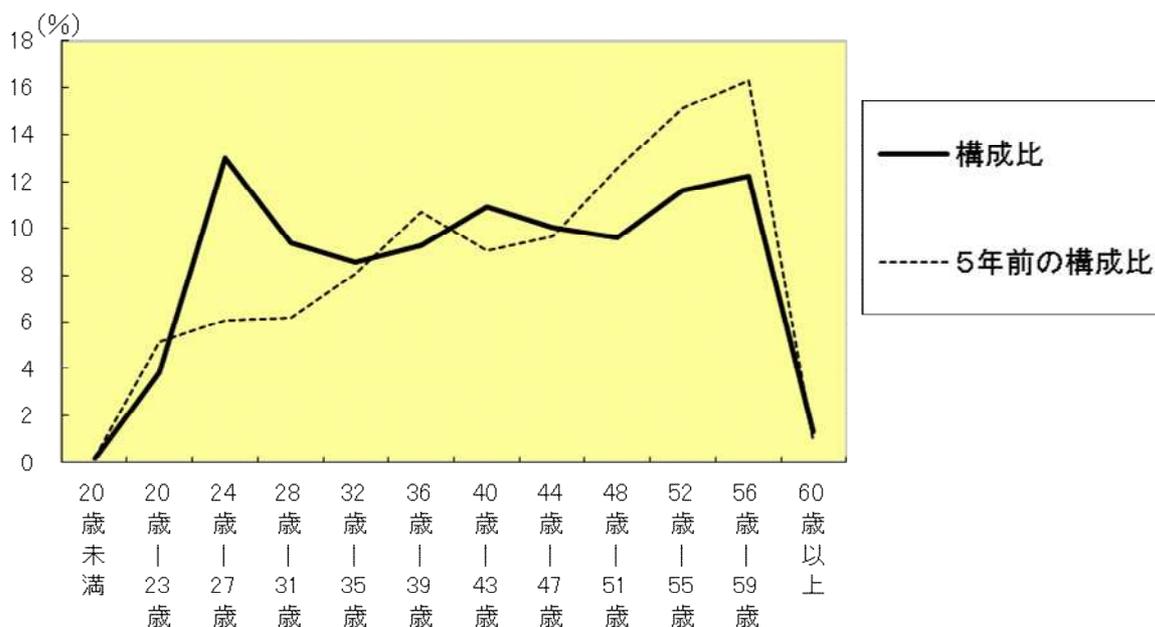
(平成25年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	11	11	0	組織改正に伴う区分変更等 育休代替任期付職員の増等 育休代替任期付職員の増等 育休代替任期付職員の増等 一般任期付職員の減 奥の細道サミットへの対応等 育休代替任期付職員の増等
		総 務	293	308	15	
		税 務	52	55	3	
		民 生	494	497	3	
衛 生		220	221	1		
労 働		3	2	1		
商 工		29	30	1		
土 木	148	154	6			
	計	1,250	1,278	28	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.90人 (特別区56.72人)	
	教 育 部 門	228	208	20	組織改正に伴う区分変更等	
	小 計	1,478	1,486	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.98人 (特別区64.53人)	
公 営 会 計 業 部 等 門	国 民 健 康 保 険 事 業 等	79	78	1	要介護(支援)認定事務の執行体制見直し等	
	小 計	79	78	1		
合 計		1,557 [1,542]	1,564 [1,542]	7 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.75人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	3人	60人	203人	147人	134人	145人	171人	157人	150人	182人	191人	21人	1564人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,310	1,293	1,286	1,263	1,250	1,278	32(2.4%)
教育	216	222	226	231	228	208	8(3.7%)
普通会計計	1,526	1,515	1,512	1,494	1,478	1,486	40(2.6%)
公営企業等会計計	75	75	74	80	79	78	3(4.0%)
総合計	1,601	1,590	1,586	1,574	1,557	1,564	37(2.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した職員数。